

本市の対応方針

政府は、7月8日に7月11日までとしていた「まん延防止等重点措置」を、8月22日まで延長することを決定しました。

これに伴い、大阪府は7月8日に本部会議を開催し、7月12日から8月22日までのまん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請を決定しました。

これを受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとする。

記

まん延防止等重点措置に基づく要請

※大阪府の資料1-1 参照

区域 措置区域：33市

(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市)

要請期間 まん延防止等重点措置を実施すべき期間(7月12日～8月22日)

1. 市民への呼びかけ

- ・不要不急の外出は自粛すること(特措法第24条第9項に基づく)
- ・不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えること
(特措法第24条第9項に基づく)
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
(特措法第24条第9項に基づく)
- ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
(特措法第31条の6第2項に基づく)
- ・4人以下※1のマスク会食※2の徹底(特措法第24条第9項に基づく)
 - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない
 - ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- ・路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること(特措法第24条第9項に基づく)
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること(特措法第24条第9項に基づく)

★大学等へのお願い(特措法第24条第9項に基づく)

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること
 - ・クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食
 - ・旅行(合宿を含む)や自宅、友人宅での飲み会
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

★経済界へのお願い(特措法第24条第9項に基づく)

- 在宅勤務(テレワーク)等による、出勤者数の7割減をめざすこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する
取組みを強力に推進すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

2. イベントの開催について(市主催(共催)のイベントを含む) (特措法第24条第9項に基づく)

●主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

収容率※1		人数上限※1	営業時間短縮
大声なし※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、 伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声あり※2 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演(キャラクターショー等)、ライ プハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人	21時まで※4
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内※3 (席がない場合は十分な間隔)		

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)
 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること

※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合(映画館等)は「大声なし」と扱う

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。
 すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※4 飲食の提供は、措置区域:20時まで、その他の区域:21時まで
 (酒類提供(参加者による持込みを含む)は、措置区域:11時~19時、その他の区域:11時~20時)
 酒類提供は、業種別ガイドライン、国の4要件(7ページ参照)、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。

(イベントを開催する場合の要請内容)

- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件(収容率等)などについて、大阪府に事前に相談すること

3. 施設について(府有施設を含む)

★飲食店への要請

施設	要請内容	
	措置区域(法第31条の6第1項)	その他の区域(法第24条第9項)
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス※2等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設	<input type="checkbox"/> 営業時間短縮(20時まで) <input type="checkbox"/> 酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は原則自粛。 ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※3で、同一グループの入店を原則4人以内※4とする店舗は提供可能(11時~19時) <input type="checkbox"/> カラオケ設備の利用自粛	<input type="checkbox"/> 営業時間短縮(21時まで) <input type="checkbox"/> 酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は原則自粛。 ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※3で、同一グループの入店を原則4人以内※4とする店舗は提供可能(11時~20時) <input type="checkbox"/> カラオケ設備の利用自粛

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。

※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、酒類提供は自粛を要請。
(カラオケ設備を利用しない場合は、上記の酒類提供の要件を遵守したうえで提供することは可能)

※3 ①ゴールドステッカー認証店舗 又は ②ゴールドステッカーの認証申請店舗(申請をするまでの酒類提供は自粛)
 ※酒類を提供する店舗は、提供する日より前に、ゴールドステッカーの申請に加え、対策項目チェックリストに基づく自己確認を行うこと

※4 同居家族の場合は除く

【営業にあたっての要請事項】

(措置区域：特措法第31条の6第1項、その他の区域：法第24条第9項に基づくもの)

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気)
- (特措法第24条第9項に基づくもの) CO2センサーの設置 業種別ガイドラインの遵守を徹底

★飲食店以外への要請(特措法第24条第9項に基づく)

施設の種類	内 訳	要請内容
		措置区域の1000㎡超の施設
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)	【営業時間】 21時まで
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	【その他】 入場整理等 (法に基づかない働きかけ)
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

施設の種類の種類	内 訳	要請内容
		措置区域の1000㎡超の施設※2
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ 【営業時間】 ・21時まで
博物館等	博物館、美術館等	【その他】 入場整理等 (法に基づかない働きかけ)
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
遊興施設	ライブハウス※1	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	

※1：飲食店営業許可を受けている施設について、イベントに関する要請に加え、飲食店と同様の要請も実施

※2：「措置区域の1000㎡以下の施設」又は「措置区域以外の施設」でイベントを開催する場合は、イベントの開催要件(5ページ参照)を守ること。イベント開催以外(運動施設の観客を入れない個人の練習・プレー等)の場合は、上記の【人数上限・収容率】を守ること。

★本市公共施設では

- ・施設ごとに設けた制限を継続するとともに、さらなる制限が必要な場合には、新たな制限を設けるなどの対策を講じること。

・公共施設の開館時間を通常どおりとする。

ただし、ラブリーホール大ホールは、1,000㎡超の施設であるため21時までとする。

※開館後、新型コロナウイルス対策の理由で、利用者からの申し出で施設利用をキャンセルした場合、その利用料については還付する。未徴収の場合は、徴収しない。

キャンセル料が発生する場合は、相当額については、市が負担。

指定管理者に委託している場合は、市が指定管理者に補填。

※休館中に得られたはずの利用料金(入館料等)相当額は市が負担。

- ・福祉センターおよび地域福祉センターなどの開館時間は通常どおりとし、諸施設の制限は次のとおりとする。

福祉センター錦溪苑の対応

健康増進機能は利用可能(お風呂、マッサージ、ヘルストロンなど)

娯楽機能は停止(クラブ活動、娯楽室(カラオケ)、休憩室、囲碁、将棋、ビリヤードなど)

地域福祉センター(あやたホール・くすのかホール)の対応

健康増進機能は利用可能(お風呂、マッサージ、ヘルストロンなど)

娯楽機能は停止(娯楽室(カラオケ)、囲碁、将棋など)

障がい者福祉センター(あかみね)の対応

クラブ、教室などの停止

小山田コミュニティセンター(あやたホール)及び清見台コミュニティセンター(くすのかホール)の対応

娯楽室、カラオケ設備の停止

日野コミュニティセンター(みのでホール)の対応

カラオケ設備の停止

その他の施設

交流スペースや娯楽スペースなどの閉鎖

- ・学校開放事業の対応

すべての市立小中学校の利用は、感染防止策の徹底を促し、開放する

- ・市が管理する道路・公園等における注意喚起等について

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を継続して行う。

4. 市立学校の対応について

市立学校における教育活動等については次のとおりとする。

〈授業について〉

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続する
- ・感染リスクの高い活動は実施しない

〈府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等〉

- ・移動先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合または移動先が緊急事態宣言措置区域については、中止または延期

〈学校行事について(体育祭・文化祭等)〉

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・感染リスクの高い活動は実施しない

〈部活動について〉

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・感染リスクの高い活動は原則実施しない
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体距離を確保するよう指導

5. 事業やイベントの中止や延期などについて

今一度事業の必要性を再考し、中止や延期を検討すること。

また、やむを得ず実施する場合は感染対策(マスク・消毒・検温・換気・参加者の把握)を徹底すること。

6. 職場体制について

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化すること。
- ・窓口対応から電話やメール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・会議などのあり方を再検討し、対面による会議は、中止または延期し、電話やFAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。

- ・テレワークや在宅勤務により、出勤者数を抑制すること。
- ・計画的な年次休暇の取得を行うこと。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降(8月は19時以降)の勤務を抑制すること。

7. 職員への周知について

- ・不要不急の外出は自粛すること
- ・不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- ・出勤前の検温の徹底
- ・マスクの徹底(4人以下でのマスク会食の徹底)
- ・手洗い及び消毒の徹底
- ・人と人との距離(1～2m)をあける
- ・執務室及び会議室の換気を徹底する

8. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

9. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

10. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。

河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 本部長